

令和7年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

令和7年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものといたしましては、障害者福祉費において、利用者の増加等に伴う各種給付事業費を増額するほか、ヒグマ出没に際して、市長の判断で人の日常生活圏での銃猟を可能とする「緊急銃猟」の実施に向けた体制整備費などを計上いたしました。また、定期預金の利率上昇に伴い、これまで備荒資金組合への超過納付により運用していた庁舎建設資金を、基金に戻して定期預金に振り替えることや、他の基金においても、利子収入の増に伴い積立金を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期（はざかいき）対策として工事の早期発注を図るため「臨時市道整備事業費」を計上したほか、

来年度に向けた暑さ対策を進めるため、本庁舎本館、消防庁舎、市民センターの空調設備整備費を計上いたしました。また、旧保健所庁舎及び旧総合福祉センターの解体や、夜間急病センターなど5件の指定管理者の管理代行業務費等についても債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、11億2,652万7,00

0円の増となり、財政規模は、680億2,841万8,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第5号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、介護保険事業特別会計において、令和7年度税制改正における給与所得控除の引き上げにより、保険料算定上必要となるシステム改修費用を計上したほか、債務負担行為として、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業において保険料の納付書などの印刷等を委託するための経費を計上いたしました。

企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため「配水管整備事業費」などを計上いたしました。

続きまして、議案第6号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第6号 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を改定するものであります。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に住登外者宛名情報管理事務を、利用又は提供できる個人番号を含む個人情報に住登外者宛名情報を追加するものであります。

議案第8号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例案及び議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれもそれぞれの基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第11号 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第12号 銭函市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函市民センターの開館時間及び使用時間区分を変更するとともに、体育室及び集会室の使用料を改定するものであります。

議案第13号 勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労青少年ホームの使用料に冷房料を追加するものであります。

議案第14号 公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法の一部改正に伴い、食品等持続的供給法に係る公表について定めるものであります。

議案第15号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、林野火災の予防に関する規定を追加するとともに、火災警報発令中における火の使用の制限について見直すほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 動産の取得につきましては、除雪ドーザを取得するものであります。

議案第17号から議案第23号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。鯉御殿につきましては、引き続き株式会社小樽水族館公社を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては、引き続き小樽駅前ビル株式会社を、各市営住宅につきまし

ては、引き続き協和総合管理株式会社を、事業内職業訓練センターにつきましても、引き続き小樽地方職業訓練協会を、身体障害者福祉センターにつきましても、引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を、各市営住宅の集会所等につきましても、引き続き各市営住宅集会所等の管理委員会を、夜間急病センターにつきましても、引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

議案第24号及び議案第25号の事務の委任に関する規約を定める協議につきましても、地方自治法の規定に基づき、岩内・寿都地方消防組合及び北後志消防組合からの消防指令業務の事務を受託するため、協議により規約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号から議案第30号までの一般会計及び各特別会計の補正予算につきましても、今年度も人事院勧告に伴い国家公務員の給与が改定されることから、国家公務員に準じ、本市職員の給与改定等を行うため、所要の補正を計上いたしました。

議案第31号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、通勤手当及び宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第32号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましても、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものであります。

なお、議案第26号から議案第32号までにつきましても、改定を反映した給与の支給を年内に実施するため、「先議」をお願いするもので

あります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。